

監 査 委 員

4 年監査公表第11号

令和3年度に執行した監査の結果（令和4年3月30日の監査委員会議決定分）に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、京都府知事、京都府議会事務局長及び京都府教育委員会教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年12月9日

京都府監査委員	兎 本 和 久
同	北 岡 千はる
同	森 敏 行
同	橋 本 幸 三

1 定 期 監 査

監査の結果

【部局別】

(1) 府民環境部

府営水道事務所

(指摘)

工事打合簿への設計変更概算額の記載がなかったもの

(措置の内容)

監査終了後、直ちに所内で指摘事項を共有し、適切な事務処理についての共通理解を図るとともに、「工事請負契約における設計変更ガ

イドライン(案)」等の適正な運用について周知、徹底を行った。

また、設計変更（額の変更）に当たっては、設計変更概算額を記載した工事打合簿（写）を決裁文書に添付し、変更内容とともに指示・協議の経過を確認することを徹底し、再発防止を図ることとした。

(2) 山城広域振興局

山城北保健所綴喜分室

(指摘)

生活保護費返還金に係る債権管理が適切でないもの

(措置の内容)

監査終了後、債務者の相続人に債務存在の通知及び催告を行い、債権回収の取組を進め、適切な債権管理の徹底を図った。

今後、債務者の死亡事案が発生した場合には、制度所管課にも確認しながら、制度に則り適切に対応することを再度徹底し、再発防止に努めることとした。

(3) 議会事務局

(要望)

加湿器の調達において賃借を継続したことで支出が増加したもの

(措置の内容)

今後、加湿器等の設置が必要となった場合は、議会の運営に適した性能機種を選定するだけでなく、経済性の観点も考慮し、最も安価な価格で導入することができるよう比較検討の上、最適な調達方法を選択することとした。

(4) 教育委員会

府立京都すばる高等学校

(指摘)

行政財産目的外使用許可における使用料の算定を誤り、過少徴収していたもの

(措置の内容)

今回の指摘を受け、監査対象期間以外の使用許可案件全てについて、再点検を行い、同様の誤りのあった過去5年分の使用許可について、再計算の上、教育財産使用変更許可書により利用者に通知し、追徴又は還付を行った。

また、使用料の算定方法に当たっては、その都度根拠条例や適用データの確認を行い、相互チェックを徹底し、再発防止に努めることとした。